

## 第1章 総則

### 第1条（利用規約の適用）

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）は、Prime ConnectONE 利用規約（以下「利用規約」といいます。）を定め、Prime ConnectONE を構成するサービス（以下「Prime ConnectONE 各サービス」といいます。）を提供します。

2 契約者は、利用規約を遵守して Prime ConnectONE 各サービスを利用するものとします。

3 利用規約は、共通編及び別冊により構成されています。共通編及び別冊において、補足、別記、別表、別紙又は料金表がある場合は、それらも含まれます。

4 利用規約の共通編及び別冊の条件に齟齬が生じる場合、別冊の条件が優先して適用されるものとします。

5 当社が Prime ConnectONE 各サービスの円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する Prime ConnectONE 各サービスの利用に関する諸規定は、利用規約の一部を構成するものとします。

### 第2条（利用規約の変更）

当社は、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、利用規約を変更することができるものとします。この場合において、変更日以降は、料金その他の提供条件は、変更後の利用規約が適用されるものとします。

(1) 利用規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

(2) 利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかるとする事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は利用規約の変更を行うときは、当該変更後の利用規約の内容及びその効力発生時期を当社 Web サイト上 (<https://www.nttpc.co.jp/press/>) へ掲載その他の適切な方法により周知します。

### 第3条（利用規約の公表）

当社は、当社 Web サイト (<https://www.nttpc.co.jp/support/term/prime-connectone.html>) その他当社が別に定める適切な方法により利用規約を公表します。

### 第4条（用語の定義）

利用規約で用いられる用語の定義は、次のとおりとします。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通品を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備のこと。
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
Prime ConnectONE 各サービス	次の別冊に定める Prime ConnectONE を構成する電気通信役務等その他の機能の総称のこと。 (1) 別冊（ネットワーク） (2) 別冊（セキュリティ） (3) 別冊（業務アシスト）
提携事業者	(1) Prime ConnectONE 各サービスの全部又は一部を構成する機器、設備又はサービスを当社に供給する事業者。 (2) Prime ConnectONE 各サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の再委託先。 (3) 別冊において提供事業者に該当するものとして定める事業者。
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。
料金月	1の暦月の起算日（当社が Prime ConnectONE 各サー

	ビスに係る契約ごとに定める毎暦月の一定の日をい います。) から次の暦月の起算日の前日までの間。
--	---

#### 第5条 (プラン等)

Prime ConnectONE 各サービスのプラン又はオプション(以下プランとオプションを合わせ「プラン等」といいます。)は、別冊で定めるとおとしします。

#### 第6条 (提携事業者への委託)

当社は、Prime ConnectONE 各サービスを提供するにあたり、Prime ConnectONE 各サービスの運営(申込受付、請求業務、問い合わせ窓口業務、提供終了後等の契約上及び契約外の手続を含みます。)にかかわる業務を提携事業者に委託することができるものとします。

2 当社は、前項の規定により提携事業者に対し、Prime ConnectONE 各サービスの運営上必要な範囲に限り、契約者、利用者その他 Prime ConnectONE 各サービスに係る者の情報を開示します。

#### 第7条 (Prime ConnectONE 各サービスの終了等)

当社は、Prime ConnectONE 各サービスの全部若しくは一部を終了し、又は Prime ConnectONE 各サービスの提供仕様若しくは技術要項等(契約者に対して非開示の内容を含みます。)を変更することができるものとします。

2 当社は、Prime ConnectONE 各サービスのうちプランの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当するプランの契約者に対し、変更又は終了する3か月前までに通知します。

3 当社は、Prime ConnectONE 各サービスのうちオプションの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当するオプションの契約者に対し、変更又は終了する2か月前までに通知します。

4 当社は、前2項に定める場合以外の Prime ConnectONE 各サービスの変更を行う場合は、該当する Prime ConnectONE 各サービスの契約者に対し、事前に当社の定める方法により通知又は周知します。ただし、契約者に開示されていない提供仕様及び技術要項等の変更については、通知又は周知を行わないことができるものとします。

5 前3項にかかわらず、提携事業者のサービスの提供終了又は仕様変更等により、Prime ConnectONE 各サービスの変更又は終了をする場合は、当社がその事実を知った時から速やかに契約者に通知することにより変更又は終了します。

6 当社は、第2条(利用規約の変更)に基づき行った利用規約の変更又は本条に基づき行った Prime ConnectONE 各サービスの終了若しくは変更により、Prime ConnectONE 各サービスのために契約者が使用するネットワークサービス又は通信機器等を変更、改造その他の契約者による利用方法の変更等のために要する費用は契約者の負担とし、これにより契約者が何らかの損害を被った場合も当社は責任を負いません。

## 第2章 契約

#### 第8条 (契約者)

Prime ConnectONE 各サービスの利用に係る契約(以下「利用契約」といいます。)の契約者は、法人(法人番号の指定を受けた者をいい、以下同じとします。)のみとします。ただし、当社が法人と同等であると認めた場合は、この限りではありません。

#### 第9条 (利用申込)

Prime ConnectONE 各サービスの利用(利用契約の内容の変更に係るものを含みます。)を希望する場合、利用規約に同意のうえ、当社所定の方法により申込みものとします。

2 前項の利用契約の内容の変更には、別冊において定めるプラン等について、契約者がその利用開始の請求及びその解約の請求を含みます。

3 前2項に際して、当社は申込者確認のための資料の提出を求めることができます。

#### 第10条 (契約申込の承諾)

当社は、利用契約の申込み(変更申込を含みます。以下本条において同じとします。)があったときは、申込みを受け付けた順に従って審査を行い承諾します。ただし、契約申込の審査その他の当社の事務処理上相当な事由がある場合、その順序を変更できるものとします。

2 利用契約は、当社が利用開始日その他の申込みの承諾に関する通知を発信した時点において成立します。また、当社への申込みがオンラインサインアップによる場合、利用規約への同意画面で表示される申込ボタンを押した時点において成立するものとします。

3 当社は、次の各号で定める審査基準に該当する場合、利用契約の申込みを拒否できるものとします。

(1) Prime ConnectONE 各サービスを提供することが技術的に困難なとき、又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるとき。

- (2) 申込者が第8条（契約者）に定める要件に該当しないとき。
  - (3) 申込者が Prime ConnectONE 各サービス又は当社が提供する他のサービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (4) 申込者が Prime ConnectONE 各サービス又は当社が提供する他のサービスにおいて利用を停止されている、若しくはされたことがある、又は契約の解除をされたことがあるとき。
  - (5) 申込者が利用申込書に虚偽の申告をしたとき（記載された連絡先への通知が未達となるときを含みます。）、又は申込内容を確認するための資料が提出されないなど申込内容の確認ができないときその他申込者の意思を確認できないとき。
  - (6) 第33条（禁止行為）の規定に違反するおそれがあるとき。
  - (7) その他 Prime ConnectONE 各サービスの提供に係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
  - (8) その他当社が定める審査基準を満たさないとき。
- 4 当社は、利用契約が成立した後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第1項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消しにより契約者が被った損害について一切の責任を負わず、契約者は契約取消しまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

#### **第11条（最低利用期間）**

Prime ConnectONE 各サービスの最低利用期間は、別冊に定めるところによります。

#### **第12条（保証金）**

当社は、第10条（契約申込の承諾）第3項各号に定める審査結果により、保証金を申込者が当社に預け入れることを条件に、申込みを承諾することができるものとします。なお、保証金の額は、申込者に対する当社の債権総額（将来発生することが合理的に見込まれる額を含みます。）に基づき、当社が算定することができるものとします。

2 前項の場合、申込者は、当社の指定する期日までに、保証金を当社の指定する方法により預け入れるものとします。申込者が、保証金の預け入れを行わなかった場合、利用契約は成立しなかったものとみなします。

3 当社は、利用契約が終了した場合、保証金を契約終了後3か月以内に契約者に利息を付けることなく返還します。

4 当社は、契約者に対し利用契約に基づく債権の回収が困難と判断した場合、直ちに保証金を任意に処分し、その代金を任意の順序及び方法により当該契約者の債務の弁済に充当します。当社は、充当を行った場合、直ちに契約者にその旨を通知します。

5 契約者は、前項に定める保証金が債務の弁済に充当された場合、当社の定める期日までに、充当に要した保証金に相当する額を新たな保証金として預け入れるものとします。

6 契約者は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならず、その他一切の処分をすることができないものとします。

7 契約者は、保証金の支払いをもって利用契約に基づく債務の支払いを免れることはできないものとします。また、契約者は、保証金の返還請求権をもって利用契約に基づき発生するいかなる債務とも相殺を主張できないものとします。

8 当社は、第4項に定める場合以外で保証金を処分しないものとします。

9 当社は、契約者が利用契約に基づく利用料金その他の料金の支払いを怠ると考えられる明白な理由があるときは、本条の規定を準用します。

#### **第13条（契約者情報の届出）**

契約者は、商号、住所、所在地、電子メールアドレス、利用責任者その他契約者に係る事項について変更があったときは、速やかに当社に届け出るものとします。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類又は当社の指定する資料を提出するものとします。

3 前2項の届出又は資料の提出を怠ったことによる不利益に関して、当社は責任を負いません。

4 商号の変更をする場合、当社に別表1（料金表）に定める手数料を支払うものとします。

#### **第14条（契約者の地位の承継）**

法人の合併又は会社分割により契約者の地位の承継があった場合、合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割により利用契約の全部を承継した法人は、書面によりその旨を直ちに届け出る必要があります。

2 利用契約を承継した者が当社の定める審査基準に満たない場合、当社はその通知受領後30日以内に、当該利用契約の承継人に書面による通知をすることにより利用契約を解除することができるものとします。当該期日までに当社が解除しなかった場合、利用契約の承継人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

3 契約者の地位の承継にあたっては、承継人が当社に別表1（料金表）に定める手数料を支払うものとします。

### 第15条（契約者の地位の譲渡）

利用契約の譲渡は、利用規約又は別冊に特段の定めがある場合を除き、当社の承諾を得なければその効力を生じません。

- 2 利用契約の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求するものとします。
- 3 当社は、前項の譲渡承認の請求にあたり、当事者の確認のために資料の提出を求めることができます。
- 4 契約譲渡にあたっては、譲受人が当社に別表1（料金表）に定める手数料を支払うものとします。
- 5 当社は、利用契約の譲受人が第10条（契約申込の承諾）第3項各号に該当する場合には、譲渡請求を拒否することができるものとします。
- 6 当社が譲渡請求を承諾した場合、利用契約の譲受人は、譲渡人が有していた一切の権利及び義務を承継するものとします。
- 7 利用契約の譲渡に伴い生ずる紛争については、譲渡人及び譲受人の責任においてこれを解決するものとします。

### 第16条（契約者が行う利用契約の解除）

契約者は、利用契約の全部又は一部を解除しようとするときは、別冊で定める方法により当社に通知するものとします。

### 第17条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、次に挙げる事由があるときは、事前に催告なく直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- (1) 第20条（利用停止）に基づき当社がPrime ConnectONE各サービスの提供を停止した場合、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき。
  - (2) 契約者が指定した支払期日を経過してもなお、Prime ConnectONE各サービスの利用に係る料金の支払いがないとき。
  - (3) 契約者が当社に申し出た内容に虚偽の内容があったとき。
  - (4) 法令等（外国法等を含みます。以下同じとします。）に基づく強制的な処分により、Prime ConnectONE各サービスを提供することが著しく困難となったとき。
  - (5) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき。
  - (6) 当社が提供する他のサービスで、利用規約違反により契約を解除されたとき。
- 2 当社は、第19条（利用中止）の規定によりPrime ConnectONE各サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消すること、又はPrime ConnectONE各サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、利用契約の全部又は一部を解除することがあります。
- 3 事由の如何を問わず、利用契約の終了時におけるPrime ConnectONE各サービスの利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後でもその債務が履行されるまで消滅しません。

## 第3章 サービスの制限

### 第18条（利用の制限）

当社は、天災、事変、パンデミック、エピソードその他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、Prime ConnectONE各サービスに係る通信の利用を中止する措置をとることがあります。

2 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、Prime ConnectONE各サービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。

3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、Prime ConnectONE各サービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

### 第19条（利用中止）

当社は、次の場合には、Prime ConnectONE各サービスの全部又は一部の利用を中止することができるものとします。

- (1) 当社の設備の保守又は工事のためやむを得ないとき。
- (2) 当社若しくは提供事業者の設備の障害等の発生又はその防止のためにやむを得ないとき。
- (3) 加入者回線を提供している電気通信事業者が行う電気通信設備の保守、工事又は障害の発生等のためやむを得ないとき。

- (4) 天災、事変、パンデミック、エピソードその他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
  - (5) Prime ConnectONE 各サービスが正常に動作せず、Prime ConnectONE 各サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。
  - (6) 法令等に基づく強制的な処分により Prime ConnectONE 各サービスを提供することが困難になったとき。
  - (7) 第 18 条（利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
  - (8) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング若しくはアタック等の行為があったとき、又はこれらの行為が行われていると疑われるとき。
  - (9) 提携事業者のサービスの提供が中止されたとき。
  - (10) その他別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。
- 2 Prime ConnectONE 各サービスの利用を中止するときは、当社は契約者にその旨を別途定める方法で事前に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

## 第 20 条（利用停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、Prime ConnectONE 各サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 第 33 条（禁止行為）に該当したとき。
  - (2) 第 14 条（契約者の地位の承継）第 1 項の届出を行っていないとき。
  - (3) 当社の承諾なく第三者に Prime ConnectONE 各サービスの利用に関する権利を使用させていると当社が判断したとき。
  - (4) Prime ConnectONE 各サービスの利用に関し、当社又は第三者に対し過大な負荷若しくは重大な支障（設備やデータ等の損壊を含みますがそれに限定されません。）を直接的若しくは間接的に与えたとき。
  - (5) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき。
  - (6) 利用契約に違反又は違反するおそれがあると当社が判断したとき。
  - (7) その他別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。
- 2 契約者は、前項の Prime ConnectONE 各サービスの利用停止の解除には、数日要する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- 3 当社は、契約者が第 1 項各号に該当したときは、第 1 項の措置に加え、当社の電気通信設備に保存された契約者のデータ（以下「契約者データ」といいます。）を削除し、又は契約者データの利用を停止することができるものとします。
- 4 当社は、本条の規定による措置を行ったときは、契約者に対してその旨を通知するものとします。ただし、設備保全上必要な場合、当社又は第三者の被害の拡大が予想される場合など緊急かつやむを得ない場合は、即時に停止を行い、事後に通知することができるものとします。また、当該通知が契約者に到達しない場合でも、本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

## 第 21 条（免責）

当社は、本章に定める Prime ConnectONE 各サービスの制限の実施について、特段の定めがある場合を除き、契約者に対し責任を負いません。

## 第 4 章 料金等

### 第 22 条（料金）

Prime ConnectONE 各サービスに係る料金は、別冊に定めるところによるものとします。

### 第 23 条（料金の支払義務）

契約者は、別冊に定めるプラン等の提供により、別冊に定める料金の支払いを要することとします。

2 第 18 条（利用の制限）、第 19 条（利用中止）又は第 20 条（利用停止）があったときは、契約者はその期間中の料金の支払いを要します。

### 第 24 条（その他の料金等の支払義務）

第 23 条（料金の支払義務）に定めるほか、契約者は、次に掲げる料金等の支払いを要することとします。

- (1) 別表 1（料金表）に定める手続きに関する料金。
- (2) 別冊に定める料金表に規定する料金又は工事に関する費用等（それらの規定がある場合に限り）。)

### 第 25 条（料金の計算方法）

利用料金、手続きに関する料金並びに工事に関する費用等の料金の計算方法及び支払方法は、別表 1（料金表）、別表 2（支払い）及び別冊に定めるところによります。

## 第5章 ソフトウェア・データ等の取り扱い

### 第26条（ソフトウェアの著作権等）

Prime ConnectONE 各サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与若しくは提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（利用規約、Prime ConnectONE 各サービスの仕様書及び取扱マニュアル等を含みます。以下本条において同じとします。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）、著作者人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいいます。）及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 契約者は前項のほか、次のとおりプログラム等を取り扱うものとします。

- (1) Prime ConnectONE 各サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製、改変及び編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル及び逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与、譲渡及び担保の設定等しないこと。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除し、若しくは変更しないこと。
- (5) 当社が指定する使用範囲を超えて使用しないこと。

3 契約者が前項の規定に違反したことにより、Prime ConnectONE 各サービスに係るソフトウェア等を提供する第三者が、当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起した場合、当社は、Prime ConnectONE 各サービスの利用を停止することがあります。また、契約者は、当社が当該第三者に支払った違約金その他の損害等について、契約者がこれを負担することに同意するものとします。

### 第27条（データの取扱い）

契約者データ及びPrime ConnectONE 各サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下「生成等データ」といい、契約者データと生成等データを合わせて「契約者データ等」といいます。）の滅失、毀損に備えた複製、滅失若しくは毀損時の復元は、契約者の責任と費用で行うものとします。

2 当社は、契約者データ等が滅失、毀損若しくは漏洩した場合、又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果、契約者又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、責任を負わないものとします。

3 契約者データ等における知的財産権の利用に関して、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

4 契約者は、利用契約が終了等するとき（当社が別冊等に定めるプラン等を廃止するときを含みます。）は、前項に規定する契約者データ等を自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

5 Prime ConnectONE 各サービスを利用して契約者が提供し、又は伝送する契約者データ等については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

### 第28条（契約者データ等の利用）

当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止による復旧の設備保全又はPrime ConnectONE 各サービスの提供の維持運営のため、契約者データ等を確認し、又は複写、複製若しくは解析等の利用をすることができるものとします。

2 当社は、契約者データ等を前項その他利用規約に明示された場合、又は法律上認められる場合（正当防衛及び緊急避難等を含みます。）を除き、確認、利用その他の措置を行わず、第三者に開示及び提供しません。

### 第29条（契約者データ当社等の消去）

当社は、契約者データ等が当社の定める所定の基準を超えたとき、又は第20条（利用停止）1項のいずれかに該当するときは、契約者に対し何らの通知なく、現に蓄積しているデータを消去又はデータの転送を停止することがあります。

2 当社は、利用契約の解除（Prime ConnectONE 各サービスの全部又は一部の廃止を含みます。）があったときは、契約者データ等を消去します。

3 前2項の場合において、当社は、契約者又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、責任を負わないものとします。

## 第6章 損害賠償等

### 第30条（責任の制限）

当社は、別冊に定めるプラン（プランが階層を構成する場合は最上位のプランに限ります。以下本条において「対象プラン」といいます。）を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしな

かったときは、対象プランが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の損害に対して責任を負うものとします。

2 前項の場合において、当社は対象プランが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する月額固定となる料金、月額上限料金又はそれらに相当する利用料金（月額上限料金に相当する利用料金には月間の利用量が一定数を超えた場合に当月の利用料金が定額となる料金を含みます。）のうち、対象プランが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限りに、その合計額を上限として、その責任を負うものとします。

3 前2項の規定にかかわらず、別冊に損害賠償の取扱いについて別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社の故意又は重大な過失によりPrime ConnectONE各サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

### 第31条（免責）

当社は利用規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害について請求しないものとします。また、契約者は、Prime ConnectONE各サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に当該の損害を負担させないものとします。

2 当社は、Prime ConnectONE各サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、Prime ConnectONE各サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分その他の原因を問わず、責任を負わないものとします。

3 当社は、利用規約の変更等により自営端末設備等の改造又は変更（以下本条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 利用規約に定める免責に関する事項は、利用規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が利用規約に含まれる場合は、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

## 第7章 雑則

### 第32条（認証情報の管理）

契約者は、Prime ConnectONE各サービスにて提供されるアカウント、パスワードその他認証にかかわる情報（以下「認証情報」といいます。）を厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社又は第三者に損害を与えることのないように万全の措置を講じるものとします。

2 認証情報を用いて行われる申込、届出及びサービスの利用は、契約者又は契約者から正当に権限を付与されたものによるものと推定し、不正アクセスによる場合を除き、契約者が行った行為とみなします。

3 契約者は、認証情報が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

4 当社は、認証情報の漏洩又は不正使用から生じたいかなる損害についても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

5 当社は、認証情報の漏洩等により、不正使用が発生し、又は発生するおそれがある場合、強制的に認証情報等を変更することができるものとします。認証情報等を変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

6 前項の措置を取ったことにより契約者に損害が生じたとしても、当社は責任を負いません。

### 第33条（禁止行為）

契約者は、Prime ConnectONE各サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反、そのおそれのある行為又はそれに類似する行為。
- (2) 当社又は第三者を差別若しくは誹謗中傷し、その名誉、信用、プライバシーその他の人格的権利を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為。
- (3) 第三者の個人情報その他第三者に関する情報を不正な手段を用い収集、取得又はそれに類似する行為。
- (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為又はそれに類似する行為。
- (5) 当社又は第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為。
- (6) 当社又は第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為。
- (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為又はそれらのおそれのある行為。
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為又はそれに類似する行為。
- (9) 公職選挙法に違反する行為又はそのおそれのある行為。
- (10) 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、若しくはそれに類似する行為又はこれを勧誘する行為。
- (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ又は児童虐待にあたるコンテンツを発信、記録、保存する行為及び児童の保護等に関する法律に違反する行為若しくはそれに類似する行為。

- (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業又はそれに類似する行為。
  - (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律が規定するインターネット異性紹介事業又はそれに類似する行為。
  - (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為若しくはそれに類似する行為。
  - (15) 当社の Prime ConnectONE 各サービスの提供を妨害する行為又はそのおそれのある行為。
  - (16) 第三者の通信に支障を与える方法又は態様で Prime ConnectONE 各サービスを利用する行為若しくはそのおそれのある行為。
  - (17) 当社又は第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為若しくはアタック行為。
  - (18) 当社又は第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法若しくは態様で Prime ConnectONE 各サービスを利用する行為及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為若しくはそれに類似する行為。
  - (19) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含みますが、それに限定されません。）を送信する行為又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール又は迷惑メール）を送信する行為若しくはそれに類似する行為。
  - (20) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害する、若しくはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを Prime ConnectONE 各サービスを利用して使用又は第三者に提供する行為若しくはそのおそれのある行為。
  - (21) 第三者の通信環境を無断で国際電話又は有料サービス等の高額な通信サービスの利用に変更する行為及び設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。
  - (22) Prime ConnectONE 各サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為。
  - (23) 他人の認証情報を不正に使用する行為又はそれに類似する行為。
  - (24) ひとつの認証情報を重複して同時にログインする行為。
  - (25) 電子メールを一時に大量に送信する行為。
  - (26) 契約者のネットワーク内に多数のコンピュータや大量のアクセスがあるサーバーを設置する行為。
  - (27) ファイル転送等の帯域を継続的かつ大量に占有するプログラムを常時起動して使用する行為。
  - (28) 当社のネームサーバー（DNS）に対し、コンピュータ又は通信機器などから名前解決の問い合わせを行う場合において、単位時間あたりの統計的平均的な利用を著しく超えた問い合わせ（query）を送信する行為。
  - (29) その他他人の法的利益を侵害し、又は公序良俗に反する方法若しくは態様で Prime ConnectONE 各サービスを利用する行為。
- 2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等当該行為を誘引し、又は結果として同等となる行為を含みます。
- 3 第1項第12号及び第13号については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に Prime ConnectONE 各サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第20条（利用停止）に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことができるものとします。
- 4 第1項第25号について、直接又は間接に当社が提供する Prime ConnectONE 各サービスの円滑な提供に支障が生じ、またそのおそれがあると認められる場合又は第三者の電子メール通信に著しく支障を生じるおそれがある場合は、当社は当該支障を防止するために必要な範囲内において、電子メールの送信を規制する措置を講ずることができるものとします。
- 5 第1項第26号及び第27号について、Prime ConnectONE 各サービスで提供する通信帯域又は通信設備を当該契約者だけで一定割合以上占有してしまうような大量の通信を継続的に発生させ、他の契約者の通信に支障を生じさせる場合、当社は当該支障を防止するために必要な範囲内において、通信速度を規制する措置を講ずることができるものとします。
- 6 第1項第28号については、当社のネームサーバー（DNS）に負荷や支障を与え、ネームサービスの円滑な提供に支障が生じていると認められる場合、当社は当該契約者からの送信されるすべての問い合わせ（query）に回答しない措置を当社のネームサーバー（DNS）に講ずることができるものとします。
- 7 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、当社は、第20条（利用停止）に定める措置を行うほかに、契約者の違反行為に対する苦情対応に要した稼働等の費用及び当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することができるものとします。
- 8 契約者は、第1項各号の規定に違反して Prime ConnectONE 各サービスの利用に係る当社の電気通信設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただき



ます。

9 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

10 契約者は、契約者の責任において日本国の輸出関連法規を遵守するものとします。

11 契約者は、Prime ConnectONE 各サービス又は Prime ConnectONE 各サービスに係るソフトウェアを直接的であれ間接的であれ輸出若しくは持ち出す場合又は非居住者に提供する場合は、経済産業省の許可を取得する等、必要な手続きをとらなくてはなりません。

12 契約者は、契約者が日本国により輸出又は技術の提供を禁止されている者ではないこと、又は日本国の輸出関連法規に定める外国ユーザーリストに掲載されている者ではないことを保証しなければなりません。

13 契約者は、Prime ConnectONE 各サービス又は Prime ConnectONE 各サービスに係るソフトウェアを、日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造又は使用のために使用してはなりません。

### 第34条（第三者利用）

契約者は、当社の承諾なく第三者に Prime ConnectONE 各サービスの利用に関する権利の全部又は一部を使用させることはできません。

2 当社の承諾なく第三者に Prime ConnectONE 各サービスの利用に関する権利を使用させた場合、契約者は、契約者が Prime ConnectONE 各サービスを利用させた第三者（以下「サービス利用者」といいます。）に対して、利用規約に定める契約者の義務を遵守させなければならず、サービス利用者が利用規約に定める契約者の義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなして、当社は利用停止等の措置を取ることができるものとします。

3 前項の場合、契約者は、サービス利用者に対し、当社を免責し、当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、サービス利用者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。

4 第2項の場合において、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

5 当社は、契約者が当社の承諾なくサービス利用者に Prime ConnectONE 各サービスの利用に関する権利の全部又は一部を使用していると判断した場合、当社は契約者に対しサービス利用者への使用をやめさせるよう警告を出すことができます。

### 第35条（生成 AI 機能の利用）

当社は、Prime ConnectONE 各サービスにおいて生成 AI を利用した機能又はツール（以下「生成 AI 機能」といいます。）を提供することがあります。生成 AI 機能を提供するサービスの詳細は別冊で定めるものとします。

2 契約者は、別冊で定める利用目的及び提供条件に従い、契約者の責任で生成 AI 機能を利用するものとします。

3 契約者は、生成 AI 機能に入力する情報に個人情報、第三者の権利又は利益を侵害する情報若しくは契約者が秘密保持義務を負う情報等が含まれる場合、契約者の責任でこれらの権利者の同意を得るものとします。契約者が生成 AI 機能に情報を入力したことによる契約者又は第三者に生じた損害について、当社はいかなる場合も何らの責任を負いません。

4 当社は、生成 AI 機能から生成される情報の完全性、正確性、網羅性、適切性、特定の目的への適合性、有用性、知的財産権の不侵害、速報性等を保証しないものとします。当社は、契約者が生成 AI 機能から生成される情報を使用した結果、発生するいかなる損害又は使用できなかったこと若しくは生成 AI 機能から生成される情報に契約者が期待した効果がなかった場合による結果について一切責任を負いません。

### 第36条（契約者の協力義務）

当社は、以下の場合、契約者に対し、利用契約に関する契約者の機器、情報、資料その他の物品の提供及び当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

(1) 契約者による利用契約の遵守状況を調査又は確認するために必要な場合。

(2) 故障予防又は回復のために必要な場合。

(3) 技術上必要な場合。

(4) その他当社が必要と判断する理由がある場合。

2 契約者は、Prime ConnectONE 各サービスが不正に利用され、又は利用されようとしているときには、直ちに当社に通知するものとし、Prime ConnectONE 各サービスの不正利用に係る当社の調査に協力するものとします。

3 契約者は、自己の責任と費用において、Prime ConnectONE 各サービスの利用に必要な機器、ソフトウェア、ネットワーク環境、試験その他の準備を行うものとします。

### 第37条（承諾の限界）

当社は、第9条（利用申込）及び第10条（契約申込の承諾）に定めるほか、契約者から Prime ConnectONE 各サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を契約者に通知します。

### 第38条（不可抗力）

当社は、天災、事変、パンデミック、エピソードその他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、当社が講じた措置により契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

### 第39条（当社への問い合わせ）

契約者は、当社が定める方法に従い、Prime ConnectONE 各サービスに関する問い合わせを行うことができます。

2 当社は、前項に基づく契約者からの問い合わせに対して誠実に対応します。ただし、当社は、その対応により問い合わせの原因が解決することを保証するものではありません。

3 契約者は、Prime ConnectONE 各サービスの故障に関する問い合わせにあたっては、自己が管理する自営端末設備若しくは自営電気通信設備その他の機器、ソフトウェア又はネットワーク環境等に故障がないことを事前に確認するものとします。

4 契約者は、前項の問い合わせに関連して、自己が管理する自営端末設備若しくは自営電気通信設備その他の機器、ソフトウェア又はネットワーク環境等の故障であることが分かった場合には、当社の対応に要した費用（消費税相当額を加算した額とします。）を負担するものとします。

5 本条に基づき契約者が当社に対して行った問い合わせ内容及び当該問い合わせに対する当社からの回答内容について、当社は、当社が提供するサービスの品質向上のために当社 Web サイト上（<https://www.nttpc.co.jp/support/faq/>）等において公表する場合があります。

6 契約者は、当社に対し Prime ConnectONE 各サービスに関してコメント（以下「フィードバック」といいます。）を提供できます。契約者は、利用契約に基づき、かかるフィードバックのすべての権利、権限及び所有権（あらゆる知的財産権を含みます。）を当社に付与するものとし、当社は、契約者に対する義務を負わずに、商業的又は非商業的を問わず、あらゆる目的のためにフィードバックを使用できるものとします。

### 第40条（契約者に対する通知）

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者が利用申込の際又はその後当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理する電気通信設備に発信した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 契約者が利用申込の際又はその後当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する当該通知が完了したものとみなします。

2 当社が契約者に対して行う通知は、利用責任者に対する通知をもって、契約者に対する通知をしたとみなします。

### 第41条（お客さま情報の保護）

当社は、Prime ConnectONE 各サービスの提供に関連し、契約者から当社に提供された個人情報及び技術上、営業上その他の業務上の情報（以下「お客さま情報」といいます。）を「個人情報保護方針」（<https://www.nttpc.co.jp/company/effort/privacy.html>）に記載された利用目的のほか、契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2 当社は、お客さま情報を個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。

### 第42条（通信ログの取扱い）

当社は、Prime ConnectONE 各サービスの利用に係る通信ログについて、課金、料金請求、サービスの維持継続及びネットワークの安定的運用等の業務遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります。契約者はこれに同意するものとします。

### 第43条（準拠法）

利用規約に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第44条（管轄裁判所）

利用規約の適用の有無を含め利用規約から生じる一切の紛争は、日本法を適用して解決するものとし、東京地方裁判所を唯一の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第45条（分離可能性）

利用規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

#### 附則

この利用規約は、2024年7月31日から実施します。

#### 附則

この変更した利用規約は、2025年3月19日から改定実施します。

#### 別表1 料金表

費目	金額
名義変更（商号の変更及び契約者の地位の承継）	3,000円(3,300円)
契約譲渡	3,000円(3,300円)

#### 別表2 支払い

- 1 当社は、契約者が利用契約に基づき支払う料金等のうち利用料金については、料金月に従って計算します。
- 2 当社は、Prime ConnectONE 各サービスごとに1の料金月に発生した利用料金を合算して、その料金月における料金として請求します。
- 3 当社は、別冊に別段の定めがない限り、利用料金を日割りしません。
- 4 当社は、利用契約の解除後又は別冊等に定めるプラン等の提供の終了後にプラン等の利用が発生した場合、その利用に基づく料金等を契約者に請求します。
- 5 別段の定めがない限り、当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 6 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金等を支払っていただきます。
- 7 料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 8 当社は、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金等でその過払金を相殺して返還することがあります。
- 9 利用規約により支払いを要するものと定められている料金等の額は、利用規約又は別冊に定める料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。
- 10 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。
- 11 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

12 契約者は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお、支払いがないときは、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に対する年14.5%の割合で計算して得た額を延滞損害金として支払うものとします。